

○国東市企業立地促進条例

平成21年12月18日

条例第41号

改正 平成23年6月30日条例第20号

平成27年3月27日条例第20号

平成28年9月27日条例第39号

平成31年3月28日条例第14号

令和3年3月24日条例第9号

(目的)

第1条 この条例は、本市における企業立地を促進するため、必要な助成措置を講ずることにより、新たな雇用機会の創出、地域経済の振興及び市民生活の向上を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 製造業等(日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に規定する製造業、情報サービス業、インターネット付随サービス業、旅館、ホテル、電気業、ガス業、熱供給業、スポーツ施設提供業、道路貨物運送業、航空運輸業、倉庫業、コールセンター業、職業・教育支援施設、学校教育、学術・開発研究機関等その他市長が特に必要と認めるものをいう。)の事業を営む法人又は個人をいう。
- (2) 立地 本市に事業者が事業所を新設、増設又は移転することをいう。
- (3) 指定立地企業 助成措置の対象となる事業者として市長の指定を受けた事業者をいう。
- (4) 事業所 工場、営業所、事業場その他の事業の用に供する施設をいう。
- (5) 新設 市内に事業所を有しない事業者が、新たに本市に事業所を設置することをいう。
- (6) 増設 市内に既存の事業所を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、既設の事業所を拡張若しくは設備を増強し、又は既設の事業所のほかに新たな事業所を設置することをいう。
- (7) 移転 本市に事業所を有する事業者が、事業規模を拡大する目的で、既設の事業所を廃止し、本市の区域内に新たな事業所を設置することをいう。
- (8) 新規雇用従業者 事業所の立地に伴い新たに雇用される常勤の従業者で、第5条に規定する助成金の交付申請時までには本市に住所を有する者となる見込みがあるものをいう。

(平23条例20・平31条例14・一部改正)

(指定立地企業の指定)

第3条 次に掲げる要件をすべて満たす事業者で指定立地企業の指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業所の新設にあつては、本市と事業者との間で公害防止協定を締結していること、増設又は移転(以下「増設等」という。)にあつては、公害を防止するための適切な措置が講じられていること。
 - (2) 事業所の立地に伴う地方税法(昭和25年法律第226号)第341条に規定する家屋及び償却資産(直接事業の用に供するものに限る。)の取得に要した経費の総額が2,700万円以上であること。
 - (3) 新規雇用従業者が3人(増設にあつては1人)以上であること。
 - (4) 申請日の属する年度の前年度から起算して過去3年度間、事業者が納入すべき公租公課の滞納がないこと。
- 2 市長は、前項の申請があつたときは、これを審査し、相当と認めるときは、指定を行うものとする。
- 3 市長が必要であると認めるときは、指定を行うに当たって条件を付することができる。

(平23条例20・平28条例39・平31条例14・一部改正)

(助成措置)

第4条 市長が必要であると認めるときは、指定立地企業に対し、予算の範囲内において、次に掲げる助成措置を行うことができる。ただし、第1号及び第3号に規定する助成措置は、第2号に規定する助成措置を行う場合に限る。

- (1) 事業所の立地に伴う土地(直接事業の用に供するものに限る。)の取得に要した経費の100分の50に相当する額並びに事業所の立地に伴う家屋及び償却資産(直接事業の用に供するものに限る。)の取得に要した経費の100分の20に相当する額(当該合計額に1,000円未満の端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額とし、新設の場合は3,000万円、増設等の場合は1,000万円を上限とする。)を助成する。
- (2) 1年以上雇用された新規雇用従業者の数(増設にあつては、従前の従業者数より増員となった者の数を限度とする。)に80万円を乗じて得た額(その額が1,500万円を超えるときは、1,500万円)を助成する。
- (3) 事業所の新設又は増設等において、賃貸の場合、事業所家賃の2分の1に相当する額(当該額に1,000円未満の端数金額が生じたときは、当該端数金額を切り捨てた額とし、年度あたり300万円を上限とし、申請月より3年間を限度とする。)を助成する。

(平23条例20・平27条例20・平28条例39・平31条例14・一部改正)

(助成金の交付申請)

第5条 指定立地企業が助成金の交付を受けようとするときは、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、助成金を交付するものとする。

(指定立地企業の承継)

第6条 譲渡、合併その他の理由により、指定立地企業が事業所の立地に伴い取得した直接事業の用に供する土地、家屋及び償却資産を承継した者は、当該事業を継続する場合に限り、当該指定立地企業の地位を承継できるものとする。

2 前項に規定する承継をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長に申請しなければならない。

3 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、指定立地企業の地位を承継することを承認するものとする。

(指定の取消し等)

第7条 市長は、指定立地企業が次の各号のいずれかに該当するときは、第3条第2項に基づく指定を取り消すとともに、既に交付した助成金があるときは、その全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) 第3条第1項各号の要件に該当しないことが判明したとき。

(2) 本市に納入すべき公租公課を滞納したとき。

(3) 指定立地企業が事業所を廃止し、又は休止したとき。

(4) その他法令又は条例等に違反し、市長がその必要を認めるとき。

2 指定立地企業が事業所を廃止し、又は休止したときは、規則で定めるところにより市長に報告するものとする。

(報告及び調査)

第8条 市長は、指定立地企業の決定又は助成措置の決定に関し必要があると認めるときは、事業者に対し報告を求め、又は職員に調査若しくは立入検査をさせることができる。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年6月30日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月27日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年9月27日条例第39号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年3月28日条例第14号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正日前の申請に基づく助成措置については、なお従前の例による。

附 則(令和3年3月24日条例第9号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正日前の指定立地企業の指定申請に基づく助成措置については、なお従前の例による。